

## 基準10の2 長屋に係る消防用設備等の取扱いに関する基準 (H27.2.5 新設)

長屋の一部が、令別表第1各項に掲げる防火対象物の用途に供され、当該部分が延べ面積の2分の1以上又は50平方メートルを超える場合、基準1により、法第17条の規定の対象となるが、次のいずれにも該当する場合においては、住宅の用途にのみ供されている住戸（以下「専用住戸」という。）について、令第32条の規定を適用し、消防用設備等を設置しないことができるものとする。

- 1 専用住戸とその他の用途に供されている部分とが、準耐火構造又は同程度の性能を有する壁若しくは床で区画されていること。
- 2 前号の区画が、建基令第112条第15項及び第16項の規定に適合していること。